

子の将来に不安のある方へ お金さえあれば大丈夫？

将来のために



障害がある子の親は
子の世話が困難になったときや親亡き後に備えて
子の名義で財産を残そうとします。

預金が引き出せない?!

子が成人した後は、親が子の名義でした定期預金を
引き出すことができません。
誰も使うことのできないお金になってしまいます。



親の思い

親は、亡き後も子に今と同じような暮らしをさせたいと思います。
子のために、財産を使うことができるようにしておくことが
重要です。その方法は、いくつかあります。

遺 言

法定後見制度

家族信託(民事信託)

どの制度にもメリットとデメリットがあります。

三つの制度を上手に使いましょう

遺言

- 定められた形式でない場合、無効になる場合がある
- 効力は親の死後発生する
- 親が認知症になると、親の財産も子の財産も管理できなくなり、遺言の訂正や撤回ができなくなる

法定後見制度

- 悪質商法にだまされても取消ができる
- 子の財産は維持、管理される
- 基本は後見人が判断し、子のために財産を使うが、居住用財産の処分などには家庭裁判所の許可が必要になる
- 後見人による財産の管理を家庭裁判所が監督する

家族信託(民事信託)

- 財産の使い方を指定できる (契約の中で受託者による管理方法を定めることができる)
- 子のために財産の管理、運用、処分ができる
- 信託契約の締結には知識が必要なため、専門家に依頼する方が良いが費用がかかる
- 受託者になってもらえる信頼できる第三者が必要



組み合わせて使う
ことができます



やってはいけないこと!

- ◆何も手立てをしないこと
- ◆財産を判断能力がない者の名義にすること
(本人に判断能力がないと、手続きができない)